

特定行為看護師が活動します



当院は、医師の指示（手順書）のもと
看護師が特定行為を実施しています。

専門的な知識と技術が必要とされる診療の補助
（特定行為）を研修を受けた看護師が医師の指
示を受けて安全に行っています。

特定行為に同意頂けない場合は、お申し出ください。

医師があらかじめ看護師に指示を行います

特定行為とは

特定行為は、看護師が医師の判断を待たずに、手順書により
実践する一定の診療の補助（特定行為）です。特定行為研修
は、特定行為を行える看護師を養成することを目的に、厚生
労働省が平成27年に設けた制度です。

医師と連携し、迅速で質の高い医療が提供できることを目指
します。

※手順書とは、

医師が看護師に診療の補助を粉わせるために、その指示として作成する
文章です。

病院長



【相談・問合せ】綾部市立病院 インフォメーション
TEL 0773-43-0123（代表）